

平成27年6月10日付  
鳥取県公報号外第67号別冊

# 住民監査請求に基づく監査結果報告書

〔 産業廃棄物最終処分場整備に係る  
補助金支出等について 〕

平成27年6月

鳥取県監査委員

# 住民監査請求に基づく監査結果報告書

## 目 次

|            |                              |   |
|------------|------------------------------|---|
| <b>第 1</b> | <b>住民監査請求(鳥取県職員措置請求書)の概要</b> | 1 |
| 1          | 請求人                          | 1 |
| 2          | 請求のあった日                      | 1 |
| <b>第 2</b> | <b>請求の要旨</b>                 | 1 |
| 1          | 請求人の主張                       | 1 |
| 2          | 措置請求                         | 2 |
| <b>第 3</b> | <b>請求の受理</b>                 | 2 |
| <b>第 4</b> | <b>請求の要旨の補足</b>              | 2 |
| <b>第 5</b> | <b>請求人の証拠の提出及び陳述の機会</b>      | 3 |
| 1          | 陳述の概要                        | 3 |
| 2          | 新たな証拠の提出                     | 3 |
| 3          | 請求人の陳述の要旨                    | 3 |
| <b>第 6</b> | <b>監査の実施</b>                 | 4 |
| 1          | 監査対象事項                       | 4 |
| 2          | 監査対象機関                       | 4 |
| 3          | 関係人                          | 4 |
| 4          | 監査の実施方法                      | 4 |
|            | (1) 監査の実施方針                  | 4 |
|            | (2) 循環型社会推進課に対する監査の実施        | 4 |
|            | (3) 関係人調査                    | 4 |
| 5          | 監査の実施期間                      | 5 |
| <b>第 7</b> | <b>監査の執行者</b>                | 5 |
| <b>第 8</b> | <b>本件請求に係る監査の結果</b>          | 5 |
| 1          | 監査対象機関から確認した事実               | 5 |
|            | (1) 産業廃棄物最終処分場の設置手続の概要について   | 5 |
|            | (2) 推進補助金の交付内容について           | 6 |
|            | (3) 事業スケジュールについて             | 7 |
|            | (4) 補助金の交付申請及び交付決定について       | 7 |
|            | (5) 地元説明会の開催について             | 7 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| (6) 委託契約の締結について                | 7  |
| (7) 実績報告書の提出、完了検査及び補助金額の確定について | 8  |
| (8) 生活環境影響調査書（案）の検証について        | 9  |
| (9) 請求人からの質問等への回答について          | 9  |
| 2   監査対象機関の見解（循環型社会推進課）        | 9  |
| (1) 推進補助金の交付目的等について            | 9  |
| (2) 補助事業の完了等について               | 9  |
| 3   監査の結果                      | 10 |
| (1) 監査委員の判断                    | 10 |
| (2) 本件請求に対する結論                 | 11 |
| (3) 意見                         | 11 |

#### 参考

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 資料1   鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書） | 12 |
| 資料2   生活環境影響調査書（案）の検証結果   | 25 |
| 資料3   関係条例、規則及び要綱（抜粋）     | 32 |

## 第1 住民監査請求(鳥取県職員措置請求書)の概要

### 1 請求人

米子市淀江町平岡187 山根 一典  
米子市淀江町西原643 松本 正孝  
米子市淀江町今津337 中川 良久  
米子市泉23-6 村本 俊一  
米子市目久美町35-8 長廻 治雄  
米子市東町461飯山マンション107 大谷 輝子  
米子市錦町2-233-3 庄倉 秀子  
米子市橋本370-6 山本 喜一  
米子市橋本370-6 山本 庸子

### 2 請求のあった日

平成27年4月17日

## 第2 請求の要旨

監査委員としては、請求書提出時における請求人からの聴取内容及び陳述における説明内容を踏まえ、請求の要旨を以下のとおりとした。

### 1 請求人の主張

- (1) 県は、公益財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）を通じて環境プラント工業株式会社（以下「環境プラント工業」という。）に対し、平成24年度財団法人鳥取県環境管理事業センター産業廃棄物最終処分場整備推進補助金（以下「推進補助金」という。）3,500万円を補助（補助金額の確定は、平成26年5月8日）しているが、補助事業の成果品である生活環境影響調査書は未完成であり、事業が完了していないにも関わらず、県が補助金額の確定を行い補助金を支払ったことは不当である。
- (2) 県は、推進補助金の補助率を2/3と決定しているにも関わらず、追加調査として、平成25年4月8日付けでセンターが株式会社シーイーシー（以下「シーイーシー」という。）と契約を行った地下水流向等調査業務委託契約について、補助率100%の平成25年度公益財団法人鳥取県環境管理事業センター運営費補助金（以下「運営費補助金」という。）により1,100.4万円を支払ったことは不当である。
- (3) 環境プラント工業がシーイーシーに委託して作成した生活環境影響調査書は不完全であり、契約不履行である。また、センター及び環境プラント工業は、その生活環境影響調査書（案）による自治会説明、住民説明を行い、それぞれの関係者に参加費用を支弁させるなどの損害を与えた。

## 2 措置請求

鳥取県知事及び生活環境部長に対し、以下のための必要な措置をとることを勧告するよう請求する。

センターに対して、推進補助金及び運営費補助金のうち不当に支出した補助金相当額を返還することを求める。

環境プラント工業とシーイーシーに対して、シーイーシーの業務委託契約の不履行による損害賠償を求めること及び不完全な生活環境影響調査書（案）により自治会説明、住民説明を行ったことについても、それぞれの関係者に対し相応の損害賠償の処置を要求すべきことを求める。

## 第3 請求の受理

監査委員は、上記請求の要旨のうち、1（1）について、請求人が財務会計上の公金支出の不当性を主張しており、また、本件請求のあった日は、県が推進補助金の補助金額を確定した平成26年5月8日から1年を経過していないことから、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、平成27年4月22日付けで受理した。

## 第4 請求の要旨の補足

**請求書の別紙「請求の要旨の補足」に記載の要旨は次のとおりである。**

### （1）生活環境影響調査書の地下水調査・解析についての基本的な誤り

平成24年に環境プラント工業は県からセンターを通じた間接補助金の交付を受け、シーイーシーに実施設計・生活環境影響調査等の業務委託を行った。生活環境影響調査書（案）は平成25年6月に作成され、6自治会へ配布された。

配布された生活環境影響調査書（案）に基づき、地元住民の専門家からの技術的な問題点及び間違いをコメント（99項目）として平成25年7月12日に提出し、住民側が説明をしたが、シーイーシーから適切な回答はない。

生活環境影響調査書には、地下水調査・解析に基本的な誤り及び間違いがあり、業務委託契約の不履行である。

### （2）実施設計・生活環境影響調査書の一括業務委託費を補助対象としたことの間違い

事業の推進に当たっては、県条例に従い、文化財（古墳）調査、生活環境影響調査、実施計画等を縦覧に供してパブリックコメントを行い、環境影響評価審査会に諮って意見を聴き、そして知事の許認可が行われる。文化財の有無によっては計画変更があり、また、生活環境影響調査書の結果によっても計画変更があり、計画条件等が変更になったものを考慮し、実施設計（または詳細設計）を行うものと理解している。

実施設計・生活環境影響調査書に係る業務は2契約とすべきで、県及びセンターは、鳥取県環境影響評価条例を熟知していながら、環境アセスメント、実施設計の一括業務委託費を補助対象としたことは間違いである。

**(3) 運営費補助金による業務委託契約は、推進補助金に関する契約の業務委託項目に含まれるべき**

運営費補助金により結ばれたセンターとシーイーシーの業務委託契約は、推進補助金に係る業務委託のうち、実施設計の項目に入るべき地震解析、及び生活環境影響調査の地下水調査の項目に入るべき三次元浸透流解析であり、契約・支払いを行うべきではない。

生活環境影響調査の追加調査が必要ならば、その業務委託費は県及びセンターが推進補助金で支払うことが県議会で決定されている。県の決定事項を変更し、センターが直接契約し、補助率100%で支払いを行ったことは県議会の決定事項に反する。

**(4) 推進補助金に関する契約についての経費内訳等文書及び成果品の開示**

推進補助金に関して契約書の公文書開示をセンターに請求したが、第三者の情報が含まれているとの理由で総額のみ開示され、各項目の契約額は非開示とされた。

委託契約の費目内訳がわからなければ、シーイーシーが契約に従ってどのような業務を実施し、その成果品である報告書等を作成したのか判断できない。

県の補助で実施した事業であるので、積算内訳等、契約書の経費内訳を開示すべきである。また、工期が平成24年3月31日までの当初契約の成果品（調査報告書）があるはずであり、その開示を求める。

**(5) 生活環境影響調査書の地下水調査・解析報告書の技術審査委員会の設置による技術審査の実施**

生活環境影響調査書（案）に対して提出した99項目の質疑・コメントは資料に添付しており、参照願いたい。また、生活環境影響調査書が「一定のレベルに達しているか否か」を判断するため、鳥取県環境影響評価審査会委員のメンバーで土木・農業土木・地質・地下水の基礎知識・経験のある審査委員、中立的立場の専門家、住民代表（専門家）を含む、地下水調査・解析報告書の技術審査委員会を設置し、技術審査を行うことを求める。

## **第5 請求人の証拠の提出及び陳述の機会**

### **1 陳述の概要**

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成27年5月14日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出及び請求人のうち4名からの陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、生活環境部循環型社会推進課（以下「循環型社会推進課」という。）の3名の職員が立ち会った。

### **2 新たな証拠の提出**

請求人から新たな証拠の提出があり受理した。

### **3 請求人の陳述の要旨**

陳述の要旨は以下のとおりである。

請求人は、「大山麓の自然環境と米子の水源を守る泉の会」の会員であり、淀江町小波地区の産業廃棄物管理型最終処分場建設計画に反対しており、県、センター、環境プラント工業から事業計画（案）、生活環境影響調査書（案）等が事前説明として示される中で、住民側から内容の間違い、疑問点を指摘してきた。

それに対して適切な回答が示されなかったにもかかわらず、補助金が支出されたことが、未完成な成果品に対する支出であると考え、住民監査請求を行ったものである。

また、産業廃棄物最終処分場の安全性に地域住民が不安を感じており、処分場の設置が将来の周辺環境に与える悪影響等も考慮すべきである。

## **第6 監査の実施**

### **1 監査対象事項**

本件請求書及び陳述の要旨から、本件の監査対象事項について、「推進補助金の支出が、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出にあたるかどうか。」とした。

第2の「1 請求人の主張」の（2）の運営費補助金については、推進補助金とは別に10割補助による予算議決を経て執行されており、これを違法若しくは不当であることを証する書面の提出がなかったため、住民監査請求の要件を満たさないと判断し、監査の対象外とした。

また、同じく「1 請求人の主張」の（3）については、措置請求が県職員の財務会計上の行為によるものではなく、また、県に損害が生じているものでもないため、これも住民監査請求の要件を満たさないと判断し、監査の対象外とした。

### **2 監査対象機関**

循環型社会推進課

### **3 関係人**

センター及び環境プラント工業

### **4 監査の実施方法**

#### **（1）監査の実施方針**

監査委員は、推進補助金について、鳥取県補助金等交付規則及び当該補助金交付要綱等を基に支出されたものであるもので、それらを基準として適否を判断することとした。

#### **（2）循環型社会推進課に対する監査の実施**

本件請求について、所管課としての考え方を確認するとともに、当該補助金支出関係に関する資料を突き合わせ、その上で、補助金交付規則等に沿った支出がなされているかどうかについて、循環型社会推進課に対する監査を実施した。

#### **（3）関係人調査**

本件請求の監査に当たっては、推進補助金の補助事業者であるセンター並びに間接補助事業者である環境プラント工業に対し、関係人調査を実施し、センターに対しては、交付目的、内容及び完了検査について、環境プラント工業に対しては、委託契約・支払

等の書類の確認等の調査を行った。

## 5 監査の実施期間

平成27年4月22日から同年6月2日まで

## 第7 監査の執行者

|      |                     |                     |                     |                     |                         |
|------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| 監査委員 | 岡 <small>おか</small> | 本 <small>もと</small> | 康 <small>やす</small> | 宏 <small>ひろ</small> |                         |
| 監査委員 | 伊 <small>い</small>  | 木 <small>たか</small> | 隆 <small>たか</small> | 司 <small>し</small>  |                         |
| 監査委員 | 湯 <small>ゆ</small>  | 口 <small>ぐち</small> | 夏 <small>なつ</small> | 史 <small>み</small>  |                         |
| 監査委員 | 浜 <small>はま</small> | 田 <small>だ</small>  | 妙 <small>たえ</small> | 子 <small>こ</small>  | (H27. 4. 22～H27. 4. 29) |
| 監査委員 | 安 <small>やす</small> | 田 <small>だ</small>  | 優 <small>ゆう</small> | 子 <small>こ</small>  | ( " )                   |
| 監査委員 | 上 <small>うえ</small> | 村 <small>むら</small> | 忠 <small>ただ</small> | 史 <small>ふみ</small> | (H27. 5. 8～)            |
| 監査委員 | 森 <small>もり</small> |                     | 雅 <small>まさ</small> | 幹 <small>まき</small> | ( " )                   |

※ 浜田委員及び安田委員は受理審査までの執行であり、最終判断には関与していない。

## 第8 本件請求に係る監査の結果

### 1 監査対象機関から確認した事実

#### (1) 産業廃棄物最終処分場の設置手続の概要について

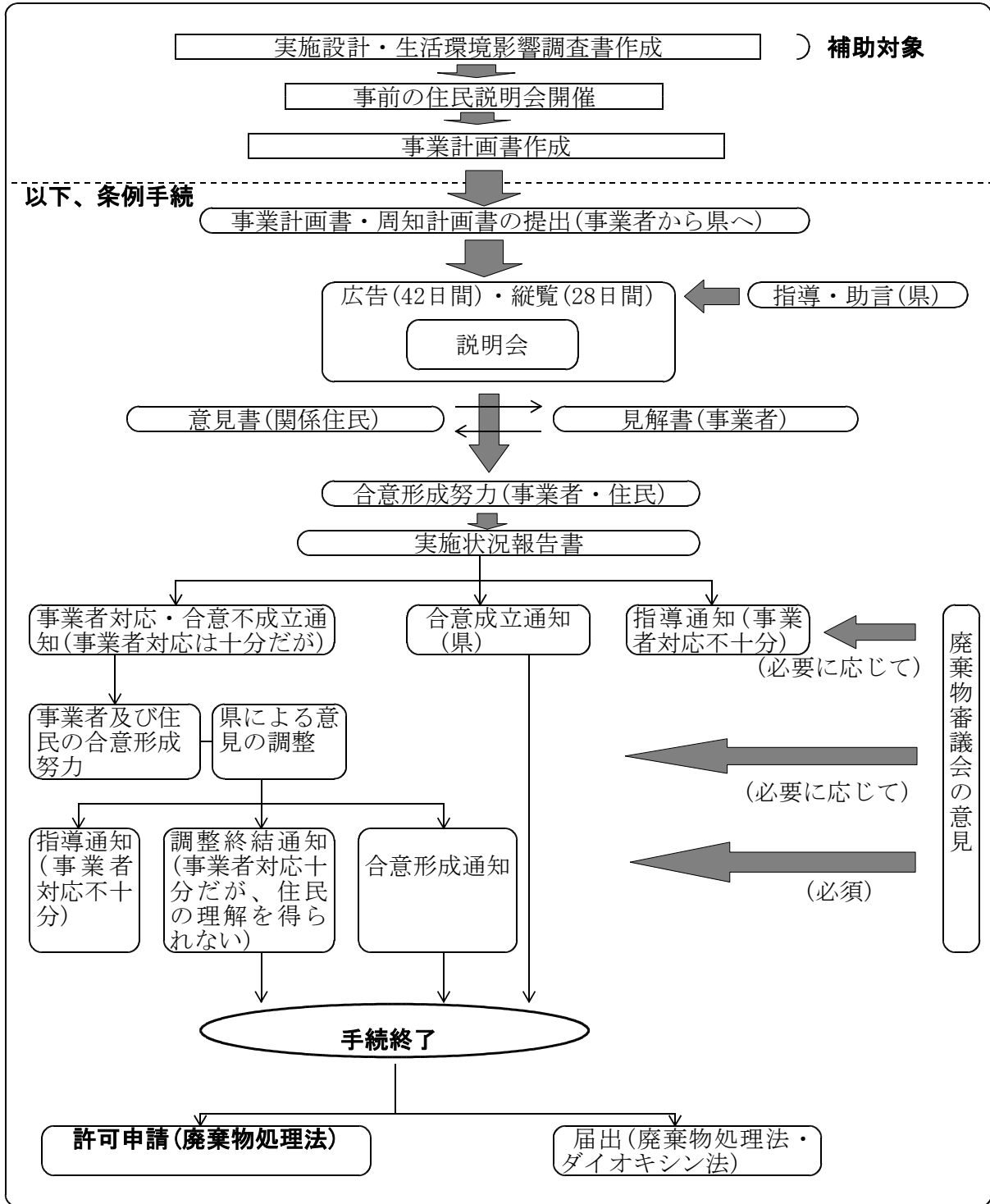
県は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」という。)に定める設置許可の申請の事前の手続として、「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」(以下「条例」という。)を制定し、平成18年1月1日から施行した。

県がこの条例を制定した理由には、事業者は廃棄物処理施設の設置に当たって、生活環境の保全上支障が生じないように配慮するとともに、関係住民の理解を得ることなどが必要であるにも関わらず、それまで、事業者の説明不足等の理由から廃棄物処理施設の設置が必ずしも円滑に行われていなかったという状況がある。

条例による手続では、事業者は産業廃棄物最終処分場の設置に当たって、まず、規定に基づき知事へ事業計画書を提出することとなっている。



**【今回の補助事業及び条例手続】**



**(2) 推進補助金の交付内容について**

推進補助金交付要綱第3条では、「産業廃棄物最終処分場の実施設計・生活環境影響調査等を実施する環境プラント工業に対して当該間接補助事業に要する経費について間接補助金を交付するセンターに対し、予算の範囲内で本補助金を交付する」としている。

### (3) 事業スケジュールについて

センターが平成24年2月7日に決定した整備方針によると、当時想定していたスケジュールは次のとおりである。

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 平成24年度 | 環境アセス調査、実施設計                   |
| 平成25年度 | 条例に基づく住民説明会、施設設置許可申請、周辺整備計画申請等 |
| 平成26年度 | 建設工事（12か月）等                    |
| 平成27年度 | 竣工、最終処分場稼働                     |

※平成25年度以降のスケジュールについては、現時点で未着手の状況である。

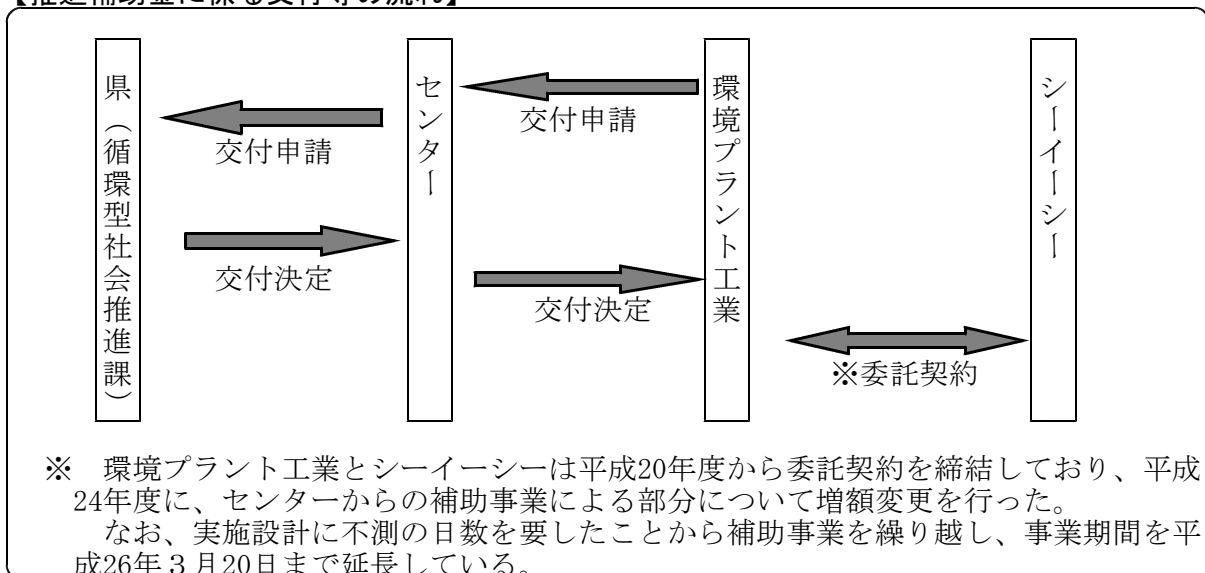
### (4) 補助金の交付申請及び交付決定について

推進補助金の交付申請及び交付決定は次のとおりである。

なお、推進補助金は、県からセンターを通じて環境プラント工業へ補助金を交付する間接補助金である。

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 平成24年4月18日 | 環境プラント工業がセンターへ交付申請書を提出 |
| 〃          | センターから県へ交付申請書を提出       |
| 平成24年4月26日 | 県がセンターへ交付決定を通知         |
| 〃          | センターが環境プラント工業へ交付決定を通知  |

#### 【推進補助金に係る交付等の流れ】



### (5) 地元説明会の開催について

環境プラント工業及びセンターは、生活環境影響調査書（案）概要版をもとに、平成25年6～7月に地元6自治会に対して説明会を開催している。

### (6) 委託契約の締結について

環境プラント工業は、センターからの交付決定を受けて、平成20年度にシーイーシー

と締結していた当初の実施設計・生活環境影響調査等の契約に平成24年4月26日付けで、新たな実施設計・生活環境影響調査書の作成を委託する4,990万円の増額の変更契約を締結した。

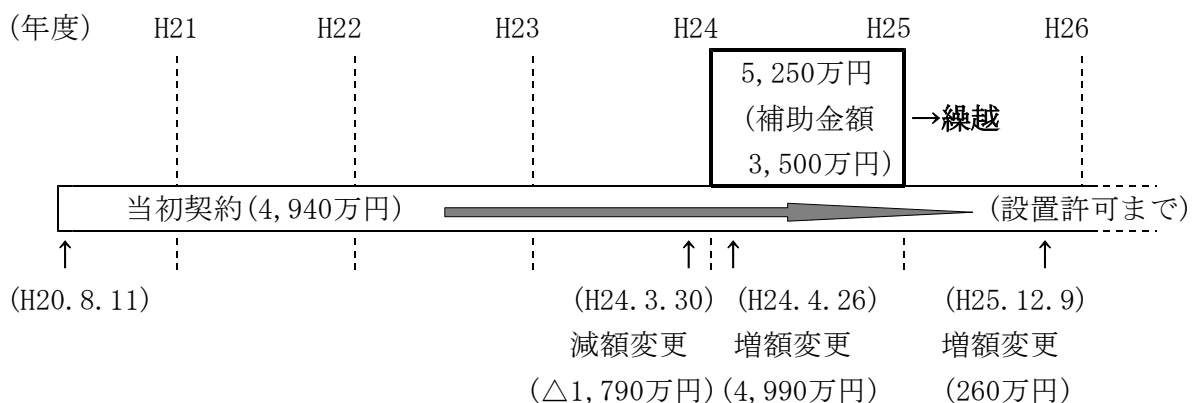
契約に当たってセンターは、補助事業分の契約を、既に平成20年度から環境プラント工業がシーイーシーと締結していた契約の増額変更として契約することを認めた。

センターは、その理由として、廃掃法等の許可までという長期契約を締結していること、及びそれまで両社が瑕疵なく契約を実行してきていることなどから、当初契約を破棄させる必要はないと判断したとしている。

なお、契約内容のうち、実施設計はシーイーシーが実施するが、生活環境影響調査及び地質調査及び解析については、他社に再委託している。

|            |  |
|------------|--|
| 平成20年8月11日 | 環境プラント工業がシーイーシーへ業務委託(当初契約)<br>(契約額はその後の口頭による増額変更を含め、4,940万円) |
| 平成24年3月30日 | 当初契約で支払うべき金額を整理する減額変更契約を締結<br>(未完了事業分1,790万円を減額し、3,150万円へ)   |
| 平成24年4月26日 | 県補助金を受けて、増額変更契約を締結(4,990万円の増額)                               |
| 平成25年12月9日 | 増額変更契約(260万円の増額)<br>(補助対象契約額計 5,250万円(うち補助金額3,500万円))        |

【環境プラント工業とシーイーシーの契約の状況】



(7) 実績報告書の提出、完了検査及び補助金額の確定について

実績報告書の提出、完了検査及び補助金額の確定の状況は次のとおりである。

平成26年4月4日 環境プラント工業からセンターへ実績報告書を提出  
※補助対象事業は、委託契約の中の実施設計の検討等に不測の日数を要したため、繰越事業となった。

平成26年4月4日 センターが環境プラント工業に対する完了検査を実施  
(循環型社会推進課職員立会い)  
補助事業の交付申請等の手続、請求及び支出の状況並びに成果品を確認。

成果品のうち、生活環境影響調査書については、内容が国(環

境省)及び県の生活環境影響調査に関する指針に沿って調査が行われたもので、調査すべき項目が記載された内容の報告書であることをセンターと県が確認した。

- 平成26年4月9日 センターから県へ実績報告書を提出  
平成26年4月25日 県がセンターに対する完了検査を実施  
証拠書類等の確認、及び環境プラント工業から提出を受けている成果品(複写)の内容を確認した。  
平成26年5月8日 県からセンターへ補助金額の確定通知  
平成26年5月9日 センターから環境プラント工業へ補助金額の確定通知

#### **(8) 生活環境影響調査書(案)の検証について**

センターは、生活環境影響調査の妥当性等を確認するため、有識者3名(鳥取環境大学 岡崎誠教授、福岡大学大学院 樋口壯太郎教授、岡山大学大学院 西垣誠教授)に内容の検証を依頼し、平成25年11月に各氏から概ね妥当との意見を得た。

センターは検証結果について、速やかに県に検証結果の写しを送付して報告しており、県はその内容を確認している。

#### **(9) 請求人からの質問等への回答について**

請求書等には、地元住民の専門家から提出された生活環境影響調査書(案)に対する99項目の質問及びコメントが添付されており、センター及び環境プラント工業はこれへの回答に努めており、これらについて、請求人が納得しているものもあるが、未だ納得の得られていないものも見受けられる。

また、その後の質問等に対して、センターは、平成27年4月1日付けで回答を行っているが、請求人は、この回答に対し納得していない旨のコメント等を行っている資料を新たな証拠として陳述時に提出している。

## **2 監査対象機関の見解(循環型社会推進課)**

### **(1) 推進補助金の交付目的等について**

推進補助金の交付目的は、処分場整備に向けた手続に必要な実施設計・生活環境影響調査等をセンターを通じた補助で作成支援するものであり、具体的には、条例に基づいて県に提出する事業計画書の作成に必要な実施設計及び添付が義務づけられている生活環境影響調査書を作成する事業に対して補助するものである。

### **(2) 補助事業の完了等について**

当該補助事業は、県自らが発注した業務や建設工事の補助事業とは異なり、成果品の詳細な検査(技術的な検証)まで求められるものではない。このため、最低限、生活環境影響調査としての外形的な要件(国・県の指針に定める項目及び妥当とされる手法)への合致が確認できれば、補助金支出は可能と考えている。

ただし、本件に関しては、外形的な要件のほか、予測条件や予測結果を含めた一通りの内容確認を通じて、処分場整備の手続書類になり得るものであることを確認した上で補助事業の完了を認めている。

なお、外形的な要件を具備した成果品であれば、条例手続の事業計画書提出までに或いは提出後に多少の修正、加筆等を行ったとしても、補助事業上は成果品として取り扱うことに問題はないものと考えている。

また、センターにおいて生活環境影響調査の妥当性等を確認するため、有識者3名（鳥取環境大学 岡崎誠教授、福岡大学大学院 樋口壯太郎教授、岡山大学大学院 西垣誠教授）に検証を依頼し、平成25年11月に各氏からは概ね妥当との意見をいただいている。

### 3 監査の結果

#### (1) 監査委員の判断

**請求人の主張、監査対象機関の監査の結果及び見解、関係人調査による事実関係の確認に基づき、推進補助金の支出が、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出に当たるかどうかについて次のとおり判断する。**

推進補助金の交付目的の達成の判断に当たって、請求人が指摘している生活環境影響調査書（成果品）について、循環型社会推進課の見解では、県自ら発注した業務ではないことから、外形的な要件（国・県の指針に定める項目及び妥当とされる手法）の合致が確認できれば事業として完了し、成果品の詳細な検査（技術的な検証）まで求められるものではないとのことであるが、補助金交付要綱上、間接補助事業の実施内容として生活環境影響調査の実施が明記されており、その成果品についても、検査において内容的に一定のレベルが担保されていることの確認は求められるものとする。

したがって、交付目的の達成の判断に当たっては、成果品について内容的に一定のレベルが担保されていることについての確認行為は必要である。

本補助事業について、県は、センターが行った環境プラント工業に対する完了検査に立ち会い、生活環境影響調査が国及び県の指針に定める方法に基づき実施され、成果品である生活環境影響調査書に必要な項目が記載されていることを確認した。また、センターが提出した実績報告書の審査を実地で行い、証拠書類等の確認、及び環境プラント工業からセンターへ提出された成果品（複写）の内容を確認している。

さらに、完了検査に先立ち、県は、センターが実施した3名の専門家による検証の結果、いずれも概ね妥当との見解を得ていることから、成果品が一定のレベルに達しているとの判断を行っている。

請求人は、推進補助金の支出について、成果品（生活環境影響調査書）が不完全なまま補助金の額の確定を行ったことから、違法若しくは不当な公金の支出であると主張を述べているが、上記のとおり、県は、推進補助金の補助金額を確定するに当たって、補助金交付規則及び補助金交付要綱上求められている必要な検査及び確認を行っているものと認められ、違法若しくは不当な支出とは言えない。

また、「第4 請求の要旨の補足」の(1)～(5)については、それぞれ次のとおり判断した。

(1)については、上記のとおりである。

(2)については、当該業務はいずれも条例により県への提出が義務づけられている事業

計画書に必要な資料の作成に係る業務であるから、2つの業務を一括契約するかどうかは事業者の裁量の範囲内のことがらであり、問題があるとは考えられない。

- (3) については、補助率10/10の運営費補助金の委託費によりセンターとシーイーシーが締結した委託契約は、県議会での予算審議、承認を経て執行しているものであり、そのことについて、違法若しくは不当という主張はあたらない。
- (4) センター等への開示請求は、請求対象が県職員による財務会計上の行為ではなく、住民監査請求の対象とはならない。
- (5) 生活環境影響調査の技術審査の実施については、上記「監査委員の判断」のとおりである。

## (2) 本件請求に対する結論

- ア 監査の結果、「措置請求された推進補助金の支出が、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出にあたるとして補助金の返還を求める」ことについては、上記のとおりであり、理由がないものと認め、棄却とする。
- イ 「センターが追加調査として実施した地下水流向等調査業務委託契約を、補助率10/10の運営費補助金により支出を行ったことは不当であり、補助金の返還を求める」ことについては、推進補助金とは別に10割補助の運営費補助金が予算議決を経て執行されており、これを違法若しくは不当であることを証する書面の提出がなかったため住民監査請求の要件を満たしておらず、却下とする。
- ウ 「環境プラント工業がシーイーシーに委託して作成した生活環境影響調査書は不完全で、契約不履行である。また、その生活環境影響調査書（案）により自治会説明、住民説明を行い、それぞれの関係者に参加費用を支弁させるなどの損害を与えたので費用弁償等の損害賠償を求める」ことについては、措置請求が県職員による財務会計上の行為ではなく、また、県に損害が生じているものでもないため、住民監査請求の要件を満たしておらず、却下とする。

## (3) 意見

**監査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。**

県が条例に基づく事業計画書の提出に当たって生活環境影響調査書の添付を求めているのは、事業者に対して地域住民への配慮を求めているという趣旨であると思われる。

県は、センター及び環境プラント工業の実施した条例手続を行う前の調査結果等についての住民説明会に同席するとともに、住民のコメントに対する回答の指導、さらには追加でセンターが実施した地下水の三次元浸透流解析や大地震解析等の調査も支援するなど、地域住民の理解を得るための取組を進めてきたところである。

現在のところ、請求人から提示されている処分場設置に係る99項目をはじめとする質疑・コメント等については、センター等から回答を行い、解消に努めているところではあるが、全てに納得が得られているという状況ではない。

上記結論のとおり、推進補助金の支出については、違法性若しくは不当性は認められないが、県は、センター等に対し、引き続き住民の理解を得るための取組を進められるよう働きかけられたい。

# 参 考

|      |                                  |           |           |
|------|----------------------------------|-----------|-----------|
| 資料 1 | 鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）              | ・ ・       | 12～24 ページ |
| 資料 2 | 生活環境影響調査書（案）についての専門家の<br>検証結果の写し | ・ ・ ・ ・ ・ | 25～31 ページ |
| 資料 3 | 関係条例、規則及び要綱（抜粋）                  | ・ ・ ・ ・ ・ | 32～36 ページ |





鳥取県職員措置請求書 (住民監査請求書)

資料 1

2015年4月17日

鳥取県監査委員 殿

① 請求人 (請求代表者)

住所 ㊦ 689-3422 米子市淀江町平岡 187

電話: [REDACTED]

氏名 山根 一典

電話・FAX: [REDACTED]

職業 農業

山根一典 (山根)

② 請求人

住所 ㊦ 689-3403 米子市淀江町西原 643

電話: [REDACTED]

氏名 松本 正孝

職業 無職

松本正孝 (松本)

③ 請求人

住所 ㊦ 689-3401 米子市淀江町今津 337

電話: [REDACTED]

氏名 中川 良久

職業 無職

中川良久 (中川)

④ 請求人

住所 ㊦ 689-3512 米子市泉 23-6

電話: [REDACTED]

氏名 村本 俊一

職業 無職

村本俊一 (村本)

⑤ 請求人

住所 ㊦ 683-0035 米子市目久美町 35-8

電話: [REDACTED]

氏名 長廻 治雄

職業 無職

長廻治雄 (長廻)

⑥ 請求人

住所 ㊦ 683-0067 米子市東町 461 飯山マンション 107

電話: [REDACTED]

氏名 大谷 輝子

職業 無職

大谷輝子 (大谷)

⑦ 請求人

住所 ㊦ 683-0811 米子市錦町 2-233-3

電話: [REDACTED]

氏名 庄倉 秀子

職業 無職

庄倉秀子 (庄倉)

⑧ 請求人

住所 ㊦ 683-0023 米子市橋本 370-6

電話: [REDACTED]

氏名 山本 喜一

職業 無職

山本喜一 (山本)

⑨ 請求人

住所 ㊦ 683-0023 米子市橋本 370-6

電話: [REDACTED]

氏名 山本 庸子

職業 無職

山本庸子 (山本)

# 1 請求の要旨

## 淀江産業廃棄物管理型最終処分場設置における環境影響評価書、実施設計、書類作成等に係る予算の執行、並びに支払いについて

鳥取県並びに、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターは、当初事業主体である環境プラント工業（株）と、（株）シーイーシーとの間で締結した委託業務契約金 8,400 万円をもとに、環境影響評価書、実施設計、処分場設置に係る書類作成及び手続きにかかる費用として 5,250 万円を補助対象額として、その 2/3 の補助率をもって 3,500 万円の補助金と、更に地下水調査・地震解析の追加調査として 100%補助率で 1,100.4 万円の補助金を決定し執行した。地元専門家より環境影響評価書（案）について数々の指摘事項（表-1、資料-1～資料-4）、および岡山大学の地下水専門家の指摘（資料-4）があるにもかかわらず明確な回答、評価書の修正がない未完成の報告書にも関わらず、3,500 万円と 1,100.4 万円の全額を H25 年度 3 月末に支払い、確定検査が H26 年 4 月 25 日に行われ、H26 年 5 月 8 日に支払いが確定、及び H26 年 5 月 12 日に支払いが確定されたが：

- (1) 平成 24 年度財団法人鳥取県環境管理事業センター産業廃棄物最終処分場整備推進補助金 3,500 万円について、完了もしていないのに額の確定を行い補助金を支払ったことは不当である。
- (2) 平成 24 年度財団法人鳥取県環境管理事業センター産業廃棄物最終処分場整備推進補助金の補助率を 2/3 と決定しているにもかかわらず、追加調査費として平成 25 年 4 月 8 日に「地下水流向等調査業務委託契約」を行い、事業センターの請求により補助率 100%の 1,100.4 万円を支払ったことは不当である。

よって、瀧山親則環境管理事業センター理事長の支払請求により、補助金を支払った平井伸治鳥取県知事、中山貴雄生活環境部長に対して補助金の返還を求める。また、環境プラント工業（株）と、（株）シーイーシーは、地下水に関するボーリング調査・水理地質調査・解析は下請け任せで、チェックすらしていない環境影響調査書（案）となっている。特に地下水調査・解析が不完全である。（株）シーイーシーは、主契約者としての責任放棄と業務委託契約の不履行に値する。よって、一般的な契約約款に従い、平井知事・中山部長は環境プラントとシーイーシーに対し損害賠償を求めること。また、自治会説明、住民説明を行ったことについても、それぞれの関係者に対し費用弁償など相応の損害賠償の処置を要求すべきことを求める。

以上のとおり、鳥取県が被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう、地方自治法 242 条第 1 項の規定により請求する。監査委員が鳥取県知事に対し必要な処置をとることを勧告するよう、別紙「請求の要旨の補足」を添え、請求する。

## 2. 請求の要旨の補足

別紙 「請求の要旨の補足」 のとおり

# 別紙 請求の要旨の補足

## 1. 経緯説明

環境プラント工業（株）（以下「環境プラント」）は、（株）シーイーシー（以下「シーイーシー」）とコンサルタント業務委託変更契約を H24/4/26 に締結、淀江産業廃棄物最終処分場の設置に係るコンサルタント・サービスを開始しました。そのコンサルタント・サービスは、生活環境影響調査、実施計画書、実施設計を含みます。基本計画書に基づき、生活環境影響調査が H24 年 5 月に開始され、その生活環境影響調査書（案）が H25 年 6 月に作成（H25/6 月版）され、6 自治会へ配布されました。鳥取県（以下「県」）、鳥取県環境管理事業センター（以下「事業センター」）は、H25 年 6～7 月に 6 自治会住民へその概要書を配布・説明しました。

事業センター、環境プラントは、資料 - 1 に示すように、その生活環境影響調査書案（H25/6 月版）、修正版（H25/10 月版）、特に地下水調査に係る基本的な地質、水理特性を記載した基礎資料として「地元説明資料」（H26/2 月版）を配布しました。住民側の専門家は、表 - 1 に示すように、各報告書（案）に対する技術的な問題点、間違いを指摘したコメント、その回答に対する再コメントを作成、提出しました。またボーリングの柱状図、透水係数の測定計算結果を示す基本的な資料を求めておりましたが、開示請求の 7 カ月後の H26 年 2 月に「地元説明資料」（H26/2 月版）として配布されました。これら 3 報告書（案）の総評としてのコメントを取り纏め、提出しています（資料 - 4 を参照）。

生活環境影響調査書（案：H25/6 月版）に基づき、地元住民の専門家からコメント（99 項目）が H25/7/12 に提出、説明されました（資料 - 1 を参照）。シーイーシーは、大気質・騒音・振動・悪臭・水質・地下水の調査を同社の下請けの 2 社に実施させましたが、特に、地下水調査・解析については、経験ある技術士が査読を行い、報告書を作成しているとは理解しがたいものです。従って、資料 - 1、資料 - 2、資料 - 3、資料 - 4 にあるように、技術的な問題点および間違いをコメントとして提出し、シーイーシー、環境プラント、事業センター、県に説明しましたが、シーイーシーから適切な回答はありません。また、県、事業センター、環境プラント、住民関係者が出席のもとに、H26/03/09 に大高公民館で開催された技術会議では住民側からの質問で「何故 99 項目ものミスがあったのか」との問いに対して、シーイーシーの担当技術者は、地下水、その他環境関連は下請けが実施し、その報告書のチェックは同社で実施していないと説明しました（録音記録あり）。

生活環境影響調査書の主要部分を占める環境、地下水調査は下請け企業に丸投げであり、主契約者シーイーシーによるチェックもされず、主契約者の責任を履行していません。特に、地下水に関するボーリング調査、地下水調査・解析を行い、その結果を記載している地下水調査報告書は、基本的な調査結果及び解析結果の間違いが多く技術報告書とは言い難い。主契約者のシーイーシーの主任技術者（技術士）による査読もなく、チェックも実施していないと説明したことは、主契約者の責任放棄であ

ります。地下水調査・解析には基本的な誤り・間違いがあり、地下水調査の技術報告書となっていないと思います。コンサルタント業務委託契約の不履行についての監査請求を求めます。

## 2. 環境管理事業センター及びその監督官庁である県生活環境部の契約管理・監査業務の不備に対する住民監査請求

(1) 事業実施は県条例に従い、文化財（古墳）調査、生活環境影響調査、実施計画書等を縦覧に供してパブリック・コメントを聴き、環境影響評価審議会に諮られ意見を拝聴、そして知事の許認可が行われます。文化財の有無によっては計画変更があり、また生活環境影響調査書の結果によっても計画変更があり、計画条件等が変更になったものを考慮し実施設計（または詳細設計）を行うものと理解しています。しかし、県、事業センターは、H24年度一般会計当初予算説明では、環境アセスメント、実施設計の業務委託費（5,250万円）を補助対象とし、補助率2/3で3,500万円を補助することを決定・予算化し、翌年繰越でH25年度末に、地下水調査のずさんなことを指摘されているにもかかわらず、最終支払いとして1,050万円を支払った。

(2) 本来、この契約は2契約とすべきで、契約①：縦覧に供される文化財調査、環境アセスメントと実施計画書、そして契約②：環境影響評価審議会の意見、知事の許認可時にされる知事の意見を取り入れた実施設計とすべきでありました。県・事業センターは、鳥取県環境評価条例を熟知していながら環境アセスメント、実施設計の一括業務委託費（5,250万円）を補助対象と設定したことは、大きな間違いであったと思います。情報開示請求によって開示された資料である平成24年度一般会計当初予算見積もりの支払い条件によりますと、実施設計後の支払いの記載はありません。また、コンサルタント委託業務費の積算が5,000万円もの大型案件の見積もりが総括表の3項目のみで、その内訳表の開示請求も行いましたが、存在しないとの回答を得ました。これでは県予算が責任を持って積算されていることにはなりません。因みにH27/2/6開示されましたH25年度一般会計予算では、コンサルタント業務委託費の積算総額830万円の積算は非常に詳細です。H24年度一般会計予算を組み県議会で承認され、予算執行を行っているのですから一般会計予算の積算内訳を開示することを躊躇することはないと思います。

(3) また、補助対象の設定とし3,500万円もの補助金を出しているのに契約書の公文書開示を請求しましたが、第三者の個人情報が入っているとのことで総額のみが開示で、各項目の契約額は非開示とされました。何故、県の補助で実施する事業の予算作成時の積算内訳、契約書の経費内訳が開示出来ないのか。これでは県が一般企業への補助金を支出している事業でも、全ての契約書の開示が必要ないということになります。開示して、何ら不利益、且つ不都合なものはないはずです。

(4) 更に、H/26/12/24の情報開示請求で、初めて履行期限H24/3/31の原契約（3,150万円）があることが判明しました。H24/4/26に第1回契約変更（4,990万円の増額）、H25/12/9に第2回契約変更（260万円の増額）がなされ、それは金額の

契約変更のみで、その作業項目の変更については記載がありません。また、契約額の内訳表の金額は非開示でその総契約額のみが分かるもので、作業内容がどのように変更になったのかも不明です。H25/12/9の第2回契約変更から推測すると、4,990万円+260万円=5,250万円が補助金対象の環境アセスメント・実施設計の業務委託費となり補助率2/3で補助金総額3,500万円としたのではと推測します。作業内容の変更は変更契約に記載されていないため、また内訳項目の金額が非開示のため、H25/12/9の第2回契約変更は、H24年度予算の補助金額の総額3,500万円となるように契約変更(260万円の増額)を行ったのではないかと推測します。

(5) 以下項目5.に説明しますように、環境影響調査の地質調査、および地下水調査・解析では基本的な水理地質定数の間違い、境界条件の間違い等があり技術報告書となっていないことを住民側のコメントで指摘し、また地下水の専門家・岡山大学の西垣教授も間違いを指摘しています。このような生活環境影響調査報告書にも関わらず、県議会での説明では「一定レベルに達している」と事業センター・県は判断し、最終支払いをH26年3月末に完了しています。住民側からの技術的なコメントがないならば情状酌量の余地があると思いますが、住民側からも指摘され、更に西垣教授からも基礎的で技術的な間違いが指摘されているのにもかかわらず、完工証明を出し、最終支払いを行っていることは、県条例・法規に触れるのではと思います。

(6) 更に、H24/4/26の第1回業務委託変更契約書、H25/12/9の第2回業務委託変更契約書は、主に契約総額の変更がなされていますが、内訳金額の開示はなく総額変更のみで業務内容の変更については記載がありません。非開示であります。委託金額の支払いは、下記のようになっております。

(a) H24/4/26の第1回業務委託変更 (31,500,000 + 49,900,000 = 81,400,000円)  
 <49,900,000円の契約金額の増額の契約変更>

| 支払済             | 金 | xxx 非開示 xxx | 円 |
|-----------------|---|-------------|---|
| 1. 契約時          | 金 | xxx 非開示 xxx | 円 |
| 2. 生活環境影響調査報告時  | 金 | xxx 非開示 xxx | 円 |
| 3. 廃掃法(設置許可)申請時 | 金 | xxx 非開示 xxx | 円 |
| 4. 生活環境影響調査完了時  | 金 | xxx 非開示 xxx | 円 |
| 5. 廃掃法等その他許可時   | 金 | xxx 非開示 xxx | 円 |

(b) H25/12/9の第2回業務委託変更 (81,400,000 + 2,600,000 = 84,000,000円)  
 <2,600,000円の契約金額の増額の契約変更>

| 支払済            | 金 | xxx 非開示 xxx | 円 |
|----------------|---|-------------|---|
| 1. 実施設計完了時     | 金 | xxx 非開示 xxx | 円 |
| 2. 生活環境影響調査完了時 | 金 | xxx 非開示 xxx | 円 |
| 3. 事前説明完了時     | 金 | xxx 非開示 xxx | 円 |
| 4. 廃掃法等その他許可時  | 金 | xxx 非開示 xxx | 円 |

H24/4/26の第1回業務委託変更契約では、実施設計の完了時の支払い時期・金額の項目がありません。またH24年度一般会計予算の見積もりにもこの実施設計の業務委託作業項目及び支払い時期・支払い%の記載がありません。しかし、H25/12/9の第2回業務委託変更契約で初めて支払い時期が実施設計完了時として記述されて

います。それも、生活環境影響調査完了時以前に実施設計が完了し支払うという順番となっており、環境影響調査報告書の完了前に実施設計を完了させ支払いするのは契約の不備と思われます。また、生活環境影響調査報告書の特に地下水調査・解析に基本的な間違いがあり、住民側のみならず西垣教授も指摘しているのにもかかわらず、「一定レベルに達している」として、H26/3 月末に最終支払いとして 1,050 万円を支出しています。

第 1 回業務委託変更契約および第 2 回業務委託変更契約の費目内訳を開示・監査、工期 H24/3/31 までの原契約の契約書及びその費目内訳の開示がなければ、H24/3/31 までにコンサルタントは契約に従いどのような業務を実施し、その成果品である報告書等を作成したのか判断できません。事業センター・県はその作業の進捗・報告書をチェックされ、H24/4/26 の第 1 回業務委託変更契約を承認されているものと思います。工期 H24/3/31 までの原コンサルタント業務契約委託で実施された成果品（調査報告書）があるはずですので、それを開示し、その監査も求めます。

これら第 1 回・第 2 回業務委託変更契約の H26/3 月末の最終支払い、また H25/4/8 の事業センターとシーイーシーとの業務委託契約 837.9 万円の支払いは第 1 回業務委託変更契約の実施設計の作業項目に入るべき地震解析、及び環境影響調査の地下水調査の項目にはいるべき地下水調査の三次元浸透流解析であり、契約・支払いを行うべきでないと思います。また、環境影響調査の追加調査が必要ならば、その業務委託費（事業費）の補助金（補助率 2/3）を事業センター・県が支払うことが、県議会で決定されています。ここで、県の決定事項を変え事業センターが直接契約し、補助率 100%で支払いを行ったことは、県議会の決定事項に反します。

(7) 土木構造物の建設の場合、建設完成時に非常に厳しい竣工検査がありますが、同様な検査がコンサルタント作成の技術報告書にもあり、完工証明が出され最終支払いが行われるものと県条例ではなっていると思います。しかし、この生活環境影響調査報告書は未完成のまま、調査の基本的な透水係数の算定結果、及び三次元浸透流解析結果が間違っているのにもかかわらず、H24 年度予算での契約であるため、翌年繰越の最終概算支払い 1,050 万円を H25 年度末（県から事業センターへ：H26/3/14、事業センターから環境プラントへ：H26/3/18、確定検査：H/26/4/25）に、「一定レベルに達している」として合計 3,500 万円の支払いを行ったことは、鳥取県会計規則に反するものと思いますので、監査を求めます。

(8) ご参考までに、H16 年度から H25 年度の 10 年間で、鳥取県の土木・農業土木関連事業のコンサルタント業務委託契約で 5,000 万円以上の案件は中部総合事務所発注の 1 案件のみです（倉吉関金道路改修工事の「測量及び道路詳細設計委託」）。本淀江産業廃棄物管理型最終処分場のコンサルタント委託契約金額は 8,400 万円と県が説明しています。そして、H25/4/8 に追加契約として 837.9 万円、総額約 9,200 万円と途方もない巨額のコンサルタント業務委託契約金額で、競争入札もなく、コンサルタント業務委託契約の作業項目も不確かで且つ不透明であります。公共事業であれば、コンサルタントの競争入札も厳しいものであったと思います。そして、その報告書・設計計算書・設計図・入札図書等全てが精査されたもので、検査部署の優

秀な土木技師・契約管理者等の査読・チェックを受けていたことと思います。

しかし、淀江産業廃棄物管理型最終処分場の H24 年度一般会計当初予算及びコンサルタント業務委託契約は、その業務内容も内訳金額も非開示とされています。また、以下項目 5. に詳述しますように、環境影響調査書の地下水調査・解析においても多数の基本的な間違いを指摘しております。本契約の作業委託項目が適正に設定され、適正な経費で契約され、適正に実施され、適正な調査結果が報告書に反映されているのか疑わしい。

### 3. H24 年度予算で実施のコンサルタント業務委託契約の不履行に伴う損害賠償の請求

コンサルタント契約の主契約者であるシーイーシーは、地質・地下水調査・解析とその他の環境関連は下請け 2 社に実施させました。県・事業センター・環境プラント・住民関係者の出席のもとに、大高公民館で H26/3/9 に開催された会議では、住民側からの質問で「何故 99 項目ものミスがあったのか」との問いに対して、シーイーシーの担当技術者は、「地下水調査・その他環境関連調査は下請けが実施し、その報告書のチェックは同社で実施していない」と説明しました（録音記録あり）。契約者のシーイーシーはコンサルタントの主契約者としての責任を履行していません。生活環境影響調査書の主要部分を占める環境・地下水調査は下請け企業への丸投げであり、主契約者によるチェックもされず、主契約者の責任を履行していません。

特に、地下水に関するボーリング調査・水理地質調査・解析を行なった結果を記載している地下水調査報告書は、報告書としては非常にお粗末で技術報告書とは言い難いものです。主契約者のシーイーシーの主任技術者（又は照査技術者）の査読もなく、チェックも同社で実施していないと説明したことは、主契約者の責任放棄であります。本コンサルタント業務委託契約の不履行に伴う損害賠償を求めます。

### 4. H25 年度一般会計予算によるコンサルタント委託業務契約の業務内容及び発注者の問題

H25 年一般会計当初説明資料予算説明書には、処分場安全調査費として「住民理解の促進を図るために必要な経費、①地下水の流向等調査、②県外施設視察、及び③専門家招聘の経費 1,111.1 万円が予算化されました。その内、「①地下水の流向等調査」として H25 年 4 月 8 日に事業センターとシーイーシーは、①地下水の流向解析（三次元浸透流解析）、及び②大地震解析を行うコンサルタント委託業務を契約額 837.9 万円で締結しました。地下水調査では、三次元浸透流解析は基本的な解析事項であり、地震解析も追加作業費用ではなく、原契約の作業内容に含まれるべき調査・解析項目であったはずであり二重に支払っていることとなります。

また、県議会の決定事項（H24 年度一般会計当初予算の説明資料、および配布された住民説明資料を参照）では、環境アセスメント調査、実施設計が補助対象となり、

そのコンサルタント業務委託経費は補助率 2/3、建設費は補助率 2/3 が承認されております。この H25 年度業務委託契約がなされた地下水の三次元浸透流解析、および地震解析は原契約の業務委託項目に含まれているべきものです。更に、この業務委託契約は、事業センターとシーイーシーが契約を行うのではなく、事業主体である環境プラントとシーイーシーが契約を行うべきものと思います。また、三次元浸透流解析にも初歩的な間違いを度々指摘されていながら、同じことを H26/8/6 まで繰り返しています。(資料 - 1、2、3、及び 4 を参照) したがってその支払いは無効です。本契約の契約内容・技術内容、事業センターとコンサルタントとの本契約の無効なこと、および県の本事業に対する補助金の支払いは不当です。

## 5. 生活環境影響調査書の地下水報告書に係る技術審査委員会の設置及びその技術審査

住民側は、表 - 1 に示すように、各報告書のコメント (H25/6 月版 : 99 項目、修正版 H25/10 月版 : 61 項目、「地元説明資料」(H26/2 月版 : 13 項目、「3 報告書の総評」 : 11 項目)) を提出しております。生活環境影響調査書 (案 : H25/6 月版) は、資料 - 1 に添付してありますように、99 項目の質疑・コメントとなっています。特に、地下水調査では、図 - 1 (報告書 H25/10 月版 : 6-6-3 頁) にありますように、既存資料の収集、踏査による地表地質調査、ボーリング調査 (現場透水試験を含む)、地下水位観測等々の地区内外の水理地質情報を用いて、二次元・三次元浸透流解析を行い、その結果に基づき調査報告書を作成します。詳細コメントは資料 - 3 (H26/2 月版「地元説明資料」) と、資料 - 4 (3 報告書の総評) のコメントに述べてありますので参照願います。

(1) ボーリングの柱状図及びそのコア写真 : この調査でボーリングを 5 本、延べ 80m を行っていると記載がありますが、柱状図作成の根拠となりますボーリングのコア・サンプルの写真さえありません (H24-No.2 のみは乾燥のためコアの原色の分からぬコア写真あり : 図 - 3 参照)。また、図 - 2 に示されているように、ボーリング地点 H24-No.2 の柱状図の記載によると、地下水位は地表下 6.5m (GL-6.5 m) であります。GL-6 ~ - 15.1m の柱状図の記載では、地下水位以下であるにもかかわらず、「全体に含水小さく、乾燥している」とあります。地下水位以下で乾燥しているとは理解しがたいことです。また、柱状図の記載に全般的に「含水中位」、「含水少なく」と表記がありますが、理解しがたい。柱状図の記載を証明するコア・サンプルの写真がないので、柱状図の記載の信頼性に疑いを持たざるを得ません。図 - 2 : 「H24-No.2 地点ボーリングの柱状図」、図 - 3 : 「H24-No.2 地点ボーリングのコア写真」に示されるように、乾燥のため原色不明のコア写真となっておりますのでその地質を判読しがたい。参考までに図 - 4 : 「計画地の近傍のボーリングの柱状図及びそのコア写真」を添付しますので、参照願います。

(2) 各地層の透水係数 : 二次元・三次元浸透流解析を行う上で、基本中の基本となります各地層の透水係数の設定が間違っています。その現場試験も孔内流向流速計の測定機器の測定範囲をメーカーの仕様範囲外で測定 (間違い)、またその結



果から透水係数を算定する方法（動水勾配の設定ミス）も間違いであります。その結果、下記のような数値を採用し、その解析を実施しております。即ち、火山灰層の透水性が、砂礫層の透水性の約6倍も高いとの結果を出し、解析に使用している。

表-2に示されているように、地盤工学会の「土の統一分類に対応する土の透水性関連表」では、砂礫層の透水性は、火山灰層より高いのが一般的な常識と考えます。これを生活環境影響調査書(H25/6月版)の最初のコメントから繰り返していますが、シーイーシーの回答は、コメントの回答となっております。資料-3(S.No.7)、資料-4(総評編:S.No.10)を参照願います。報告書で説明されています「浅い地下水」と「深い地下水」の存在の説明(計画地区の地下水現況)がありますが、この透水係数では砂礫層-2(Dcg2)には浅い地下水が形成されません(資料-3:コメントS.No.41、44、56を参照)。H25/10月版の117~119頁に解析・説明にあるように、火山灰層-1(Dtf1)の透水係数を $1.5 \times 10^{-3}$  cm/secから $5.0 \times 10^{-5}$  cm/secに変更、即ち砂礫層-2(Dcg2)より下層に位置する火山灰層-1(Dtf1)を難透水性とすることにより、初めて「浅い地下水」が形成されることを自ら証明しております(資料-3:S.No.56及び57を参照)。これは報告書にて採用された透水係数が間違いであったことを、自ら証明したものです。

| 地 層     |        | 報告書採用値 (cm/sec)      |
|---------|--------|----------------------|
| 火山灰層-2  | Dtf2 : | $1.5 \times 10^{-3}$ |
| 砂礫層 - 2 | Dcg2 : | $2.5 \times 10^{-4}$ |
| 火山灰層-1  | Dtf1 : | $1.5 \times 10^{-3}$ |
| 砂礫層 - 1 | Dcg1 : | $2.5 \times 10^{-4}$ |

(3) H20-B-3 地点での再ボーリング調査 : H25/7/12の第1回のコメント直後のH25/10月に、H20-B3地点にて再度ボーリングを実施したと、最初のコメントから約1年後のH26/8/6の会議時に資料(図-5)を初めて提示し説明がありました。この会議で、下記結果が提示され、三次元浸透流解析で採用された透水係数は実測した現場透水係数(H25/10月の再ボーリング・現場透水試験結果)より大きいので安全側であると説明されました。(図-5)(H26/8/6配布)を参照願います。

|         |        | H25/10月ボーリング                             | 報告書採用値 (cm/sec)      |
|---------|--------|--|----------------------|
| 火山灰層-2  | Dtf2 : | $7 \times 10^{-5} \sim 5 \times 10^{-6}$ | $1.5 \times 10^{-3}$ |
| 砂礫層 - 2 | Dcg2 : | $2 \times 10^{-7}$                       | $2.5 \times 10^{-4}$ |
| 火山灰層-1  | Dtf1 : | $3 \sim 6 \times 10^{-6}$                | $1.5 \times 10^{-3}$ |
| 砂礫層 - 1 | Dcg1 : | $7 \times 10^{-6} \sim 2 \times 10^{-7}$ | $2.5 \times 10^{-4}$ |

「地元説明資料」(H26/2月版)では、ボーリング地点H20-B3の柱状図は、砂礫層-2(Dcg2)(GL-10~12m)、砂礫層-1(Dcg1)(GL-18~24m)とありますが、H25/10月のボーリングの現場透水試験結果の透水係数は $10^{-6} \sim 10^{-7}$  cm/secのオーダーとなっています。表-2に示す地盤工学会の「土の統一分類に対応する土の透水性関係表」(H25/10月版、表2.1.7)と比較すると、これは、粘性土、砂・シルト・粘性混合土に相当し、土質区分の表記・柱状図の信憑性を疑います(柱状図の証拠となるコア・サンプルの写真さえない。)

- 1) ここで判明したことは、①現場透水試験の実施方法がおかしいのか、②「地元説明資料」に添付された柱状図がおかしいのか（コア・サンプル写真無し）、③孔内流向流速計から求めた透水係数がおかしいのか（間違っていた）、④地盤工学会の「土の統一分類に対応する土の透水性関係表」の関係表（表-2：H25/10月版の表2.2.4を参照）がおかしいのか、どれかでありませぬ。ここでは、④地盤工学会の「土の統一分類に対応する土の透水性関係表」のみが正しいと判断され、報告書では調査結果に対する技術的考察は全くなく、信頼性がありません。調査そのものの信頼性が無くなり、地下水調査・解析の調査報告書と言えませぬ。
- 2) また、柱状図の記載に全般的に「含水中位」、「含水少なく」との表記がありますが理解しがたいものです。また、「地元説明資料」に添付の図-2「H24-No.2地点ボーリングの柱状図」の記載には、地下水位がGL-6.47mに存在し、それより下層のGL-6～GL-15.1mの記述では地下水位以下であるにも関わらず、「全体に含水小さく、乾燥している」とあります（図-2を参照）。地下水位以下で乾燥しているとは理解しがたく、柱状図の記載までも疑います。
- 3) 各地層の上記透水係数の設定が不自然であり、「浅い地下水」と「深い地下水」の存在の説明と合致しないことをコメントで指摘しております（資料-1：H25/6月版の最初のコメントから継続）。H25/10月版にて、「浅い地下水」が砂礫層-2（Dcg2）に形成されるのは、その下層の火山灰層-1（Dtf1）が難透水層である場合であることを自ら証明しております（資料-2：H25年10月版、117頁～135頁を参照）。即ち砂礫層-2（Dcg2）の透水係数より火山灰層-1（Dtf1）は難透水性であることを示しています。これは、浸透流解析で設定した各層の透水係数が不自然であることを示しております。

(4) 流向流速計による流速測定から透水係数算定の間違い、且つ間違った透水係数を用いた二次元・三次元浸透流解析結果の間違い：透水係数の測定は一般的に行われる現場揚水試験（水位降下法・水位回復法）ではなく、孔内流向流速計にて流速を測定、この流速と動水勾配から透水係数を求める手法を採用している。ここで、動水勾配の評価も間違い、地下水専門家は「今回の調査では、透水係数の値は使われていないので、便宜上 $I=1.0$ として透水係数を算定して数値解析にこの値を用いている」と理解に苦しむ説明をしています。三次元浸透流解析に使用する基本的な透水係数をこの調査で求めるためにボーリング等の現場調査を行っているのに、矛盾した説明をしています。コンサルタントは何回も「最大影響範囲を把握するのが目的であり、透水係数は影響範囲が大きくなるような数値を設定している」とコメントに対する回答を行っている（資料-3：S.No.8及びNo.9、及び資料-4：S.No.1, No.7, No.8, No.10）。

この設定された透水係数は、流向流速計のメーカー仕様の測定範囲外の測定値を含み、動水勾配も考慮されずの透水係数の設定であり、間違いです。再設定が必要です。この透水係数の設定・境界条件の設定が間違いであれば、地下水調査で最も重要な部分をなす二次元・三次元浸透流解析に関する調査・解析結果が全て間違いとなり、地

下水の報告書となっていないこととなります。また、コンサルタントは、種々の調査・解析を行っていますが、その調査結果・解析結果に対する考察など全く行っていないのではと思われます（H26/8/6 配布の図-5で明確になったことを証明しています）。

（5）地下水解析結果で地下水位が海面下 1～4m は間違い：三次元浸透流解析結果において、基点となる地点の地下水位が海面下 1～4m となっております。中近東の死海のような地区であるならば別ですが、日本では地下水位が海面下になることはまずないので、解析結果は間違いであります。生活環境影響調査書（H25/6月版 資料-1:S.No.25）及び修正版である調査書（H25/10月版 資料-2:S.No.53）のコメントで解析結果がおかしいことを度々コメントしておりますが、コンサルタントは、その意味を理解しておりません。H26年5月23日の回答（資料-4:S.No.6を参照）で、岡山大学の西垣教授も間違いを指摘しておられます。透水係数の設定、境界条件の設定は地下水浸透流解析の基本の基本であり、地下水調査を実施し生業としているコンサルタントが、このようなことを岡山大学の西垣教授に指導を乞い、コメントを頂くような項目ではありません。

（6）浅い地下水形成の解析及び証明：H26/10月版では、住民側専門家の「浅い地下水」の形成に関するコメントを参考に、火山灰層-1（Dft-1）の透水係数を  $k=1.5 \times 10^{-3} \text{cm/sec}$  から  $k=5 \times 10^{-5} \text{cm/sec}$  と変更して解析を実施し浅い地下水が形成されることを自ら証明し、報告書にて説明なされています。即ち、透水係数の設定が間違いであったことの証明をしているのです。しかし、自ら証明しているにもかかわらず、水理地質情報は変更されてはおりません（H27年2月末現在）。これまた、地下水調査を生業にするコンサルタントが、岡山大学の西垣教授に指導を乞うような項目ではないと思います。地下水解析の基本の基本であると思います。

（7）シーイーシーの作成した図-1「地下水調査・解析のフローチャート」に示されるとおり、地下水調査を実施する場合、地形情報・水理地質情報・地下水位情報が三次元浸透流解析を実施する場合の基本情報となります。地下水調査の重要な部分を占める透水係数の設定も間違い、浸透流解析において重要な境界条件も考慮されておられません。住民側の専門家はH25/6月版の第1回コメント（資料-1参照）で指摘、修正版H25/10月版（資料-2）でも指摘しています。開示請求後7カ月後のH26/2/16に配布された柱状図、コア写真、孔内流向流速計にて流速を測定し透水係数を求めた基本資料を記載した「地元説明資料」H26/2月版（資料-3）、及びこれまで配布されたこれら3報告書の「総評」として地下水調査の基本事項を取り纏めたコメントを作成（資料-4参照）、H26/2/26に県庁にて事業センター・県の担当者に説明、H26/2/28公文にて提出しています（表-1を参照）。資料-4に示しますように、H26/5/23の回答の中で、地下水専門家も透水係数の算定・三次元浸透流解析結果の間違いを指摘されております。地下水調査・解析の報告書は、上記説明のように、技術報告書となっていないと思います。

（8）生活環境影響調査報告書が、まず「一定レベルに達しているのか否か」を判断するため、鳥取県環境影響評価審査会委員のメンバーの方で土木・農業土木・地質・

地下水の基礎知識・経験のある審査委員、中立的立場の専門家、住民代表（専門家）を含む、地下水調査・解析報告書の技術審査委員会を設置し、技術審査及び監査を行なうこと、並びに技術審査結果の開示を求めます。



生活環境影響調査書（案）についての専門家の  
検証結果の写し

(仮称) 淀江産業廃棄物最終処分場の設置に係る生活環境影響調査書(案)について

鳥取環境大学 環境学部 教授 岡崎



標記報告書についてのコメントは、下記のとおりである。

### 1. 我が国の環境アセスメント制度(環境影響評価法)の目的について

環境影響評価法立案段階での中央環境審議会答申「今後の環境影響評価制度のあり方について」(1997年2月)によれば、制度の目的として次のように記述されている。「環境影響評価制度は、事業者自らが、その事業計画の熟度を高めていく過程において十分な環境情報のもとに適正に環境保全上の配慮を行なうように、関係機関や住民等、事業者以外のものの関与を求めつつ、事業に関する環境影響について調査・予測・評価を行う手続きを定めるとともに、これらの結果を当該事業の許認可等の意思決定に適切に反映させることを目的とする制度である。」

前段部分は、事業者のセルフコントロールによる環境配慮のための情報交換手続き、事業実施に対する関係者間の合意形成のための情報交流のツールとしての性格を説明したものである。これは、連邦政府の意思決定に際して環境配慮の行政手続を定めたアメリカの国家環境政策法の影響を強く受けたものといわれている。ところが、我が国の環境アセスメント制度はこれのみではなく、後段で述べられている許認可等への反映という要素が加えられている。つまり、我が国の環境アセスメント制度の目的は、事業者が中心になって進めるセルフコントロールの手続きと、担当官庁が行う許認可等への反映という二つの要素から成り立っていると考えることが出来る。この許認可等への反映は、担当官庁の恣意的な判断によるものではなく、制度の目的に照らして合理的で透明性の高い判断基準が求められることはいうまでもないが、現実には、基本的事項、技術指針といった環境アセスメントの実施に関するガイドラインで間接的に示されていると理解できよう。

### 2. 廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査について

廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置手続きにおいても、ほぼ同様の仕組みが設定されている。つまり、事業者は、計画段階で生活環境影響調査を実施し、この過程で地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討して施設計画を作り上げていくことが求められている。この結果は、「生活環境影響調査書」として取りまとめられ、施設設置の許可申請書に添付されることとなっている。これをうけて、知事はこれらの文書を告示・縦覧し、関係市民からの意見を聴取するとともに、関係市町村長、専門知識を有する者の意見も併せて聴取したうえで審査し、許可を出すようになっている。

さらにはこれを補完する形で、廃棄物処理施設設置に関して関係者の円滑な合意形成を促すために、「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続きの適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」が制定されている。この制度では、事業者が廃棄物処理法に基づく許可申請を知事に提出する前に、事業計画書を作成し、広告・縦覧を行い、説明会を開き、関係住民の理解を得るよう努めることとされている。この際、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を「生活環境影響調査結果書」としてまとめ添付することが義務付けられている。従って、本

調査書（案）は、まずは、この「生活環境影響調査結果書」として使用されることとなる。

### 3. 当該調査書（案）について

以上、本調査書の位置づけ、性格等を整理し、明らかにしてきたが、これらを総合すると、本調査書に求められているものとしては、

- ①事業者が、計画段階において、周辺環境に及ぼす影響を調査・予測・評価し、環境保全措置を検討したうえで、生活環境に配慮した事業計画を作り上げたものであること。
- ②関係住民との間の合意形成を図るためのコミュニケーションが円滑に行われるような内容となっていること。
- ③知事が審査し、許可の適否の判断を下す際に必要となる情報が記載されていること。
- ④知事の審査に際して、市民、市町村長、専門家の意見を聴取することとなっていることから、この過程での情報交換が円滑に行われるような内容となっていること。

などが考えられる。

このような視点を念頭に本報告書を見たときに、総体としては以下のように評価することができる。

- ・報告書の構成、内容は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）及び「廃棄物処理施設等の設置に係る生活環境影響調査に関する指針」（鳥取県）に沿ったものである。
- ・採用された調査・予測・評価の方法は、両指針に従っている。
- ・調査・予測・評価の結果については、本来、科学的、物理数学的にすべてが正確に明らかにされるようなものではなく、当然ながら科学的不確実性を含むものではあるが、他の一般的な環境アセスメントの場合と比較するとほぼ同様のものといえる。
- ・各調査項目の環境保全措置については、他の一般的な生活環境影響調査と比べてほぼ同程度のものであり、一定の水準は確保されていると言える。
- ・したがって、全般的には、事業者のセルフコントロールによる生活環境への配慮という本調査書の作成目的には合致しているものと考えられる。
- ・また、本報告書による情報提供によって、関係者（市民、市町村長、専門家）とのコミュニケーション、知事の審査のプロセスへとつなげていくことができるものと考えられる。

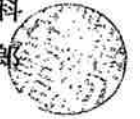


平成 25 年 11 月 21 日

財団法人 鳥取県環境管理事業センター殿

福岡大学大学院工学研究科

教授 樋口壯太郎



(仮称) 淀江産業廃棄物最終処分場の設置に係る生活環境影響調査書(案)に対する意見

10月16日に依頼のありました表記、(仮称) 淀江産業廃棄物最終処分場の設置に係る生活環境影響調査書(案)(以下、調査書と略称)に対します意見書の件、拝読させていただきました。その結果につきまして下記のように報告いたします。

### 記

調査書は廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査として調査項目、予測および評価内容については概ね適正に実施されています。

ただし下記3点につきましては意見として申し述べますので御検討下さい


- (1) 水質予測評価の T-N について、T-N 1.0mg/L は基準ではなく旧農林省構造改善局の当時の要望値です。(現在でも要望値で法的拘束力を持った値ではありません。) このため窒素濃度 T-N 1.0 mg/L を環境保全目標値に設定することは良いと思いますが、既に現況水質が T-N 1.0mg/L を上回っていることから、環境保全のための措置として、施肥量調整等、各県の農業試験所等で指導する値や方法を参考として示し、かつ総合評価にもその旨、記載することが望ましいと考えます。例えば水稻に影響の出ない濃度として東京都農試の T-N 1~3mg/L(地球出版、農業と公害、p134、(1969))、愛知県農試のアンモニア態窒素 2mg/L 以下(愛知県、農作物の施肥基準、p22 (2011))等の指導値がありますので参考にしてください。
- (2) 施設計画の概要説明が不十分で施設内容がよく判らないので説明図等の追加が必要と思います。
- (3) 廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査では工事中的の影響については調査対象となっておりません。しかし管理型産業廃棄物最終処分場の特性から工事中的の造成に伴う濁水と建設騒音については事業計画書へ環境保全措置を記載するなど一定の配慮が望ましいと考えます。

以上

淀江産業廃棄物最終処分場計画における  
「生活環境影響調査書(案)」の鑑定書

2013年11月15日

岡山大学大学院環境生命科学研究科

西垣 誠 

## 1. はじめに

事業計画地は大山南麓に位置する。大山は伯備と言われるように伯耆、備中、備前、備後の4つ国の守り神として神代の昔から尊ばれてきた霊峰である。また、その麓には日本名水100選に掲載される「天の真名井、壺瓶山の湧水（淀江トンネル西坑口）、本宮の泉」などの良質な水源が有名である。このような自然を拝した地域に産業廃棄物最終処分場を建設することは自然環境に負荷を与える可能性があり、このような事業を遂行するには、真摯な姿勢で取り組む覚悟が望まれる。事業計画地は米子市の一般廃棄物処分場の隣接地である。この一般廃棄物処分場は平成5年から稼働し、これまで安定的な運営を行っている。これは安全を評価する上で重要な要素である。このような場所に産業廃棄物最終処分場を設置するには、一般廃棄物処分場と一体で法的に遵守しなければならない安全対策はもちろん、国内で最先端をゆくような安全対策施設を導入しなければならない。因みに、現在稼働中の一般廃棄物処分場の主要な構造は二重の遮水シート、ベントナイト混合土で浸出液の漏洩を防止し、上下流に観測井戸を配置してモニタリングを行っている。今回の産業廃棄物最終処分場はこの安全対策とほぼ同様であるが、さらに図-1のように漏洩検知システムを導入するなどの工夫がなされている。

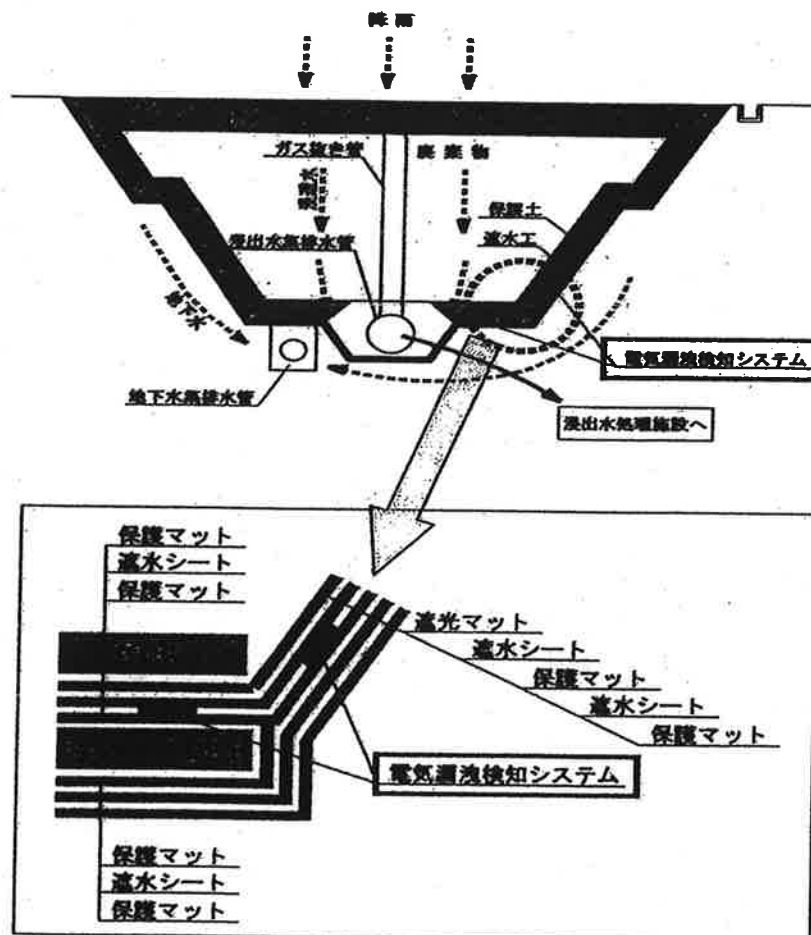


図-1 産業廃棄物処分場の汚染水の漏洩安全対策概要

上記の背景を前提として、生活環境影響調査書(案)に掲載された「地下水調査および解析」に重点を置いて鑑定を行った。鑑定に用いた資料は「生活環境影響調査書(案)」、「淀江産業廃棄物最終処分場に伴う地下水および地質調査報告書」であり、後段の小項目における鑑定参考図は後者の資料に添付された図表名で表示した。

## 2. 資料の要点

鑑定する事項は「現況調査、予測、安全対策」の3点であり、小項目にも注目した。

### (1) 現況調査で表現されている内容

- (a) 事業計画地の位置する地形の成り立ち (参考: 図 5.1.1、図 6.3.1-5)
- (b) 事業計画地を構成する地質構造 (参考: 図 5.1.2~5.1.6、6章 6-2 項)
- (c) 事業計画地を流れる地下水の特徴 (参考: 6章 6-3 項)

### (2) 地下水の流れの予測方法

- (a) 二次元浸透流解析(参考: 6章 6-3 項 6.3.2 節、図 6.3.2-9~6.3.2-11)
- (b) 三次元浸透流解析(参考: 6章 6-3 項 6.3.3 節、図 6.3.3-9~6.3.3-10)

### (3) 安全対策

- (a) 地下水観測井戸の設置(参考: 7章、図 7.1~7.3)
- (b) 処分場の構造 (二重の遮水シート、ベントナイト混合土)

鑑定資料: 「生活環境影響調査書(案)」

### (c) 周辺河川の定期的な水質のモニタリング

鑑定資料: 「生活環境影響調査書(案)」

## 3. 鑑定結果

「生活環境影響調査書(案)」の地下水については、総じて細かい点まで分析ができており、影響評価を二次元や三次元の数値解析(浸透流解析)を用いての検討が試みられている。このように、安全な処分場を建設しようとする姿勢が評価できる。

- (1) 事業計画地を空中写真を利用することで鳥瞰的な判読方法から大山南麓の火砕流を削剥する溪流の特徴を明らかにしている点は評価できる。
- (2) 現況調査(地表地質踏査、ボーリング調査、現場透水試験、孔内流向流速測定、室内土質試験、孔内水位観測)は事業計画地内にとどまっている。事業計画地内での調査密度は目的を達成している。一方、事業計画地から離れたところは、既往の文献や過去の観測井戸の情報に基づいて検討されている。この考え方は限られた制約条件下で実施されたものであり、それは妥当であると評価できる。
- (3) 地質構造の分析の方法は地質図学を採用したもので、地質学的な処理方法に問題ない。
- (4) 大山火砕流堆積物を4層に区分し、それぞれの透水係数の推定方法は、孔内流向流速測定結果を主軸にして、「粒度試験からの推定式、室内透水試験」で補っている。これらのデータをベースにして全体の浸透流解析を実施している。このような広域の地下水

挙動の解析は一般に用いられている方法であると評価できる。

- (5) これらの評価の結果を総合すると、色々な制約条件がある中での地下水調査を実施し、それらの結果より、将来の地下水の挙動の予測を高度な評価手法である 3 次元で実施していることは、高く評価できる。また、処分場の汚染水の漏洩対策も十分に検討されていると評価できる。

#### 4. 結論

本準備書に対しての鑑定結果を上記に示した。ここで評価した結果に従って、処分地区の住民の方々のより一層の理解を得るために、処分場建設時、処分事業の遂行期、処分終了後のモニタリング期等においては、常に住民の安全を考え、事業に対して住民の方々に安心感を持ってもらうために、最前の策を柔軟に適用できる体制を構築して、実行することを期待する。

## 関係条例、規則及び要綱（抜粋）

## ○鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開、これに対する関係住民の環境保全上の意見提出等の手続、廃棄物処理施設における処理状況の公表その他必要な事項を定めることにより、廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（事業計画書の提出）

第5条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置を行うときは、次に掲げる事項を定めた事業計画を記載した事業計画書を規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

- （1）廃棄物処理施設等の設置の目的又は設置を必要とする理由
- （2）廃棄物処理施設等の種類及び当該施設において処理する廃棄物の種類
- （3）廃棄物処理施設等の設置場所
- （4）廃棄物処理施設等の処理能力
- （5）廃棄物処理施設等の処理方式、構造及び設備の概要
- （6）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 事業者は、事業計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について、知事が別に定める指針に基づいたものとしなければならない。

- （1）廃棄物処理施設等の構造及び設備
- （2）廃棄物処理施設等の維持管理の方法

3 事業者は、当該廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査結果書」という。）を作成し、事業計画書に添付しなければならない。

4 前項の調査に関し必要な事項は、知事が別に定める。

5 知事は、第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、当該事業計画書（生活環境影響調査結果書を含む。以下同じ。）を関係市町村の長（以下「関係市町村長」という。）及び関係機関の長に送付するものとする。

（周知計画書の提出）

第6条 事業者は、前条第1項の規定による事業計画書の提出に併せ、事業計画について関係住民に対して行う説明会の開催に関する事項その他規則で定める事項を定めた周知計画を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による周知計画書の提出があったときは、速やかに、当該周知計画書の写しを関係市町村長に送付するものとする。

3 知事は、前項の規定による送付の内容に関連して、関係市町村長に対し、14日の期限を付して意見を求めるものとする。

(現地調査等)

第7条 知事は、第5条第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、設置予定場所の現況について確認するものとする。

2 知事は、前項の規定による現地調査の結果、前条第3項の規定による関係市町村長からの意見等に基づき、周知計画について、事業者に必要な修正を指示するものとする。

(関係市町村長等への照会)

第8条 知事は、関係市町村長及び関係機関の長に事業計画の内容と関係法令等との整合性について照会するものとする。

2 知事は、前項の照会の結果を事業者に通ずるものとする。

(広告及び縦覧)

第9条 事業者は、第7条第2項の規定による指示に基づき周知計画の修正を行った後、速やかに、規則で定めるところにより、事業計画書を作成した旨を広告し、当該事業計画書の写しを、当該広告の日から起算して28日を経過する日までの間、関係住民の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の周知)

第10条 事業者は、前条の縦覧期間内に周知計画に基づく説明会の開催等により、関係住民に対し、事業計画の周知を図らなければならない。

2 説明会の開催方法等に関して必要な事項は、規則で定める。

3 知事は、第1項の説明会の開催状況を把握するために必要があると認めるときは、当該説明会にその職員を立ち合わせるとともに、関係市町村の職員の立会いを求めることができる。

(意見書の提出)

第11条 地域における生活環境の保全上の見地から事業計画について意見を有する関係住民は、第9条の規定による広告のあった日の翌日から起算して42日を経過する日(同条の規定による縦覧期間満了の日までに周知計画に基づく説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日の翌日から起算して14日を経過する日)までに、当該意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を知事及び事業者に提出することができる。

(見解書の提出)

第12条 事業者は、前条の規定による意見書の提出があったときは、遅滞なく、当該意見書に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による見解書の提出に併せ、又は見解書の提出後速やかに、関係住民に対し、見解書に記載された見解の周知を図らなければならない。

3 前項の規定による見解の周知について必要な事項は、規則で定める。

(指導及び助言)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、事業計画の周知その他この条例に基づく手続に関し、事業者又は関係住民に対して指導又は助言を行うことができる。

2 知事は、前項の規定により指導又は助言を行うときは、関係市町村長、学識経験者その他の者に協力を求めることができる。

## ○鳥取県補助金等交付規則

(目的等)

第1条 この規則は、補助金等の交付に関する基本的事項を定め、もって補助金等に係る事務の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

2 補助金等に関しては、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条

1～2 (略)

3 この規則において間接県費補助金等とは、次に掲げるものをいう。

(1) 県以外の者がその者以外の間接補助事業等を行う者に対して相当の反対給付を受けな  
いで交付する給付金のうち、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、  
かつ、当該補助金等の交付目的に従って交付するもの

(2) (略)

4 (略)

5 この規則において「対象事業」とは、補助事業等又は間接補助事業等をいい、「対象事業者」とは、補助事業者等又は間接補助事業者等をいう。

(報告及び検査)

第14条 知事は、交付目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者等から報告を求め、又はその指名した職員(以下「検査員」という。)に当該補助事業等に係る施設、帳簿その他の物件を検査させることができる。

(検査後の措置)

第16条 検査員は、第14条(略)の規定による検査を行ったときは、速やかに検査調書を作成して知事に報告するものとする。

2～3 (略)

(実績報告)

第17条 補助事業者等は、次のいずれかに該当するときは、様式第5号による報告書を、別に定めるところにより、知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業等(補助金等が間接交付等のためのものである場合にあつては、間接補助事業等。この条において同じ。)がすべて完了したとき。



(2)～(3) (略)

2 前項の報告書には、同項各号に掲げる時点における対象事業の状況を記載した次に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(1) 対象事業に係る事業報告書

(2) 対象事業に係る収支決算書又はこれに準ずる書類

3～4 (略)

(補助金等の額の確定)

第18条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、対象事業が決定内容等に従って遂行されていると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。

2 (略)

## ○財団法人鳥取県環境管理事業センター産業廃棄物最終処分場整備推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則第4条の規定に基づき、財団法人鳥取県環境管理事業センター産業廃棄物最終処分場整備推進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）の活動を支援することにより、産業廃棄物処理施設の確保等を通じた産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって産業の発展と地域住民の健康で快適な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、産業廃棄物最終処分場の実施設計・生活環境影響調査等（以下「間接補助事業」）を実施する環境プラント工業株式会社（以下「間接補助事業者」）に対して当該間接補助事業に要する経費について間接補助金を交付するセンターに対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

本補助金の額は、前項に規定する間接補助事業に要する経費に2/3を乗じて得た額以下とする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には次の条件が付されているものとする。

(1) センターが間接補助事業に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 平成24年2月7日のセンター理事会で決定された「産業廃棄物管理型最終処分場の整備方針」の内容のうち、次のものを変更する場合には、センターの承認を受けなければならない。

(ア) 産業廃棄物最終処分場の形式、規模又は設備

(イ) 産業廃棄物最終処分場の概算事業費

イ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、センターの承認を受けなければならない。

ウ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかにセンターに報告してその指示を受けなければならない。

エ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了の日（間接補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

オ 間接補助事業を行うために締結する契約については、競争入札に付するなどセンターが行う契約手続の取扱いに準じなければならない。

カ 間接補助事業者は、この間接補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく負担又は補助を受ける場合は、あらかじめセンターに協議するものとし、当該負担又は補助を受けた場合は、本間接補助金から当該額を差引くものとする。

(2) (1) により付した条件に基づきセンターが承認又は指示する場合には、あらかじめ県の承認又は指示を受けなければならない。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項の規定による第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) (略)

2 (略)